

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）榎谷池地区）計画を平成19年2月16日変更した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成19年2月23日から同年3月15日まで縦覧に供する。

平成19年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀